

【諮問】

1. 滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更について

令和5年度11月に柳沢取水ポンプ場において受変電設備等更新工事が完成し、非常用発電設備の更新が完了いたしました。これにより、非常時の取水量において、従来の発電設備では取水ポンプ1台の稼働であったため約500m³/日でしたが、工事完了後は取水ポンプ4台の稼働が可能となり、柳沢水源において非常時の取水量が約4,000m³/日に向上しています。

岩手山水源の取水量約3,000m³/日と合わせることで、柳沢配水系の一日平均配水量約6,000m³/日を確保できる見込みとなったことから、柳沢低区浄水場における諸葛川からの取水を停止することが可能となりました。

今後は、令和6年度内に柳沢低区浄水場内において送水管切替えに係る設計を完了し、水道水源保護区域の一部変更にかかる告示を行った後、諸葛川を水源とする柳沢低区浄水場の浄水処理を令和6年度末をもって完全に停止する予定となっています。

また、令和5年1月25日滝沢市上下水道事業経営審議会による滝沢市水道事業ビジョン及び滝沢市水道事業中期経営計画（前期）の策定に関する答申において、河川水源についてはこれまで「リスクの分散」の観点から地下水源と併用し続けることとしてきたが、高コストであり将来の財源を考慮し諸葛川水源については廃止するよう提言を受けています。

これらに伴い、諸葛川水源の浄水処理停止に合わせて、滝沢市水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更を行おうとするものです。